

## 別表2 届出対象行為等

### 第1 届出対象行為

1 景観計画区域(景観形成重点地域を除く)

(1) 法第16条第1項第1号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出をする規模	事前協議をする規模
建築物の新築又は移転	高さ13m超 又は 建築面積1,000 m <sup>2</sup> 超	
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10 m <sup>2</sup> 超 若しくは 当該行為によって上記に掲げる規模となるもの	高さ31m超 又は 延べ面積15,000 m <sup>2</sup> 超

(2) 法第16条第1項第2号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出をする規模	事前協議をする規模
工作物の新設又は移転	① 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く。) ③ 煙突、排気塔その他これらに類するもの ④ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの ⑤ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物 ⑥ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの ⑦ 觀覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑧ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑨ 自動車の駐車の用に供する立体的な施設 ⑩ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑪ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑫ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ5m超 高さ13m超 高さ20m超 高さ31m超
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記①から⑫までに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10 m <sup>2</sup> 超 若しくは 当該行為によって上記に掲げる規模となるもの	

(3) 法第16条第1項第3号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出をする規模	事前協議をする規模
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積3,000 m <sup>2</sup> 超 又は 法面の高さ5m超かつ延長10m超	

(4) 法第16条第1項第4号により届出が必要な行為(条例で定める行為)

届出対象行為	届出をする規模	事前協議をする規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000 m <sup>2</sup> 超 又は 法面の高さ5m超かつ延長10m超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3m超 又は 堆積の用に供される土地の面積500 m <sup>2</sup> 超	
水面の埋立て又は干拓	面積3,000 m <sup>2</sup> 超 又は 法面の高さ5m超かつ延長10m超	